

「令和7年5月1日」

から(宅地造成及び特定盛土等規制法)

「盛土規制法」

に基づく規制を開始します



京都府で指定した規制区域の拡大図や、盛土規制法に関する詳細な情報は、
こちらです (https://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/morido_top.html)

問合せ先 京都府 建設交通部 建築指導課 開発指導係

TEL : 075-414-5347

E-mail kenchiku@pref.kyoto.lg.jp

【QRコード】



◎「許可」又は「届出」が必要となる盛土等の対象

区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成等工規制区域	変更(盛土切土) 土地の区画形質の	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	同左	許可対象すべて
	土石の堆積 一時的な	—	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象すべて
特定盛土等規制区域	変更(盛土切土) 土地の区画形質の	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行つて、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
	土石の堆積 一時的な	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	—	許可対象すべて	許可対象すべて

許可対象行為は、旧宅地造成等規制法運用時に規定された「宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則」第10条及び第11条が引き続き適用されます。(以下抜粋)

【第10条(技術的基準の付加)抜粋】

(1) 令第12条の規定により擁壁の裏面に設けなければならない透水層は、その裏面の全面に擁壁の高さに応じた厚さのものとすること。ただし、擁壁の裏面に接続する地盤が切土であつて軟岩(風化の著しいものを除く。)以上の硬度を有する場合又は知事が擁壁の損壊等のおそれがないと認めた場合においては、この限りでない。

(2) 谷筋等の傾斜地において、著しい災害の発生をもたらすおそれのある盛土を行う場合においては、盛土の適当な箇所にその高さの5分の1以上の高さの蛇籠堰えん堤、コンクリート堰えん堤、枠等を集水暗渠とともに埋設し、盛土の下端の部分に滑り止めの擁壁を設置すること。

(3) 排水施設の管渠の断面積を決定する場合における計画流出量の算定は、次に掲げる数値を用いて行うこと。

ア 10分間降雨量 20ミリメートル

イ 流出係数 0.8以上

【第11条(技術的基準の特例)抜粋】

第11条 令第20条第1項の規定により、災害防止上支障がないと認められる土地においては、次の各号のいずれかに該当する工法をもつて、法第13条第1項の擁壁の設置に代えることができる。

(1) 間知石空積み工その他の空積み工

(2) 積苗工

(3) その他知事が適当と認めた工法

◎盛土規制法に規定された許可が必要な工事のうち、都市計画法第29条の規定による開発行為の許可を受けて、盛土規制法の許可を受けたとみなされた工事についても、本細則の適用対象工事となります。